

高齢者マル優の廃止と利子所得の総合課税化について

その他のタイトル	The Redistribution Effects of Interest Income Taxation for the Aged Households
著者	林 宏昭, 橋本 恭之
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	49
号	3
ページ	247-256
発行年	1999-12-15
URL	http://hdl.handle.net/10112/13991

論 文

高齢者マル優の廃止と利子所得の総合課税化について*

林 宏 昭
橋 本 恭 之

キーワード：高齢者マル優，総合課税，一律分離課税，少額貯蓄非課税制度

1. はじめに

わが国の戦後税制の基礎となったシャープ勧告は総合所得税の実施を強く求めたものであったが、勧告の直後から、利子・配当といった資産所得に対する各種の優遇策が講じられてきた。このような資産所得の優遇策が講じられたのは、終戦後弱体化していた経済力の回復を図るために資本蓄積の促進が重要な政策課題となり、貯蓄増強が求められたためであった。そして結果的に、民間貯蓄に基づく資本蓄積は戦後の経済発展に大きく寄与したが、その一方で所得税制は総合課税の原則から大きく乖離したものとなってしまったといえる。資産所得に対する優遇措置のなかで最も大きなものは少額貯蓄の利子非課税制度（マル優）であり、昭和62年まで継続された（表1）。

表1 非課税貯蓄限度額の推移 単位：万円

区分	少額貯蓄 非課税 制度	少額公債 非課税 制度	財形貯蓄 非課税 制度	郵便貯金 の非課税	合計
昭和62年	300	300	500	300	1,400
63年*	300	300	500	300	900
平成6年*	350	350	550	350	1,050

備考) 昭和63年以降は、65歳以上の高齢者や母子家庭等のみに認められており、合計の欄は財形貯蓄分を除いた金額を示した。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、昭和50年代後半からの税制改革に関する議論の中でも大きく取り上げられ、63年4月以降は原則廃止、利子は一律20%（所得税15%、住民税5%）で源泉分離課税されることとなった。従来のマル優制度が批判の対象となり廃止された大きな理由の一つは、それが各納税者の所得水準に関わりなく一律に適用されていたことであった。つまり、限界税率が高い人であっても一定額の利子は非課税ということになり、所得水準が高い人ほどその有利性

*）本稿作成にあたって林宏昭が平成11年度の学部共同研究費をいただいた。記して深く感謝したい。

は増すことになる。マル優廃止後、少額貯蓄の非課税制度は高齢者および母子家庭等に限定して認められることとなった。そして平成6年度からは、それまでの限度額300万円が350万円に引き上げられ、銀行預金、郵便貯金、少額公債を合計すると1,050万円となっている(表1)。

従来のマル優制度が資本蓄積といった経済的な観点から導入されたのに対して、高齢者の利子所得が非課税のまま継続されたのは、高齢者を経済的な弱者と位置付けた福祉的な観点が反映されたものといえる。しかしながら、すでに指摘されているようにすべての高齢者が等しく経済的弱者であるわけではなく、上述のようなこれまでのマル優におけるのと同様の問題が生じている。すなわち、同じ高齢者世代の中でも所得水準や金融資産の保有において格差が生じている可能性もあるにもかかわらず、現行の高齢者マル優制度は年齢のみを考慮して適用されるため、課税上の不公平を生じている恐れがある。本研究では、以上のような問題意識に基づき高齢者マル優制度に関する研究を進めることとした。

具体的には、まず第2節において『全国消費実態調査報告』のデータを利用して、高齢者間の資産格差、所得格差の現状を把握する。次に第3節においては、利子課税による所得再分配効果を計測し、現行の高齢者マル優制度の評価を行う。最後に第4節においては本稿で得られた結果をまとめ、今後の課題について触れることにした。

2. 高齢者間の資産保有の実態

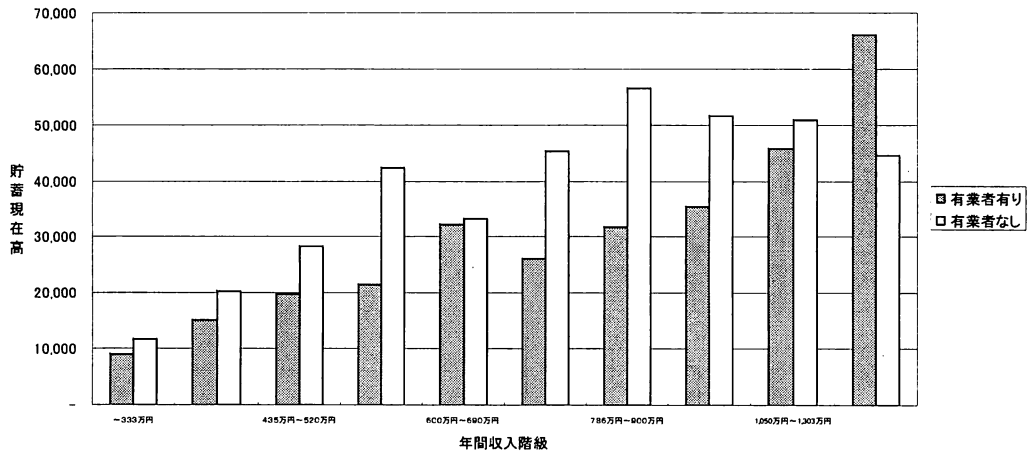
現行の高齢者マル優制度の評価のためには、高齢者間の資産保有の実態を捉えることが欠かせない。一般に、高齢者には社会的もしくは経済的弱者というイメージが付きまとい、すべての高齢者が年金収入にのみ依存して細々と生活しているものという見方が多い。しかし、近年の日本経済のストック化に進展とともに、一部には豊かな老人が存在していることも否定できない。平成10年の『貯蓄動向調査報告』の勤労者世帯の世帯主年齢階級別データによれば、年齢階級が高くなるほど持ち家率が高くなる傾向が見られる。たとえば、24歳以下の世帯の持ち家率が19.2%にすぎないのに対して、65歳以上の世帯の持ち家率は87.8%にも達している。もちろん、高齢者の持ち家率が高いことは、生涯を通じて資産を蓄積してきた当然の結果であり、そのことだけで高齢者が豊かであるとは言えない。しかし、同じ高齢者の中では、持ち家であるか否かが資産格差を示すものであることは確かである。また、高齢者であっても企業の重役など現役として活躍している人と年金のみに依存して生活している人では、資産保有に格差が生じている可能性も考えられる。

2.1 高齢者間の貯蓄残高格差

そこでまず、高齢者世帯の資産保有状況を詳しく調べてみよう。図1は、平成6年の『全国消費実態調査』の高齢者夫婦世帯における有業者有り・無し世帯の年間収入階級別の貯蓄残高を描いたものである。貯蓄残高の内訳は、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険、有価証券である。

図によると有業者有り世帯の貯蓄残高は、年間収入1,000万円程度までは約1,000万円から4,000万

図1 有業者有り・無し世帯の年間収入階級別の貯蓄残高 単位：千円



出所：平成6年『全国消費実態調査』より作成。

円程度までの間にあり、ほぼ収入の増加にしたがって増加していく傾向が見られる。年間収入が約1,300万円を超える世帯では、貯蓄残高は約6,500万円にも達する。高齢者夫婦世帯の一部に現役で高収入でかつ高資産の世帯が含まれていることがわかる。また、高齢者世帯内の格差は、6倍を超えていることも指摘できる。一方、有業者無しの世帯については、それほど大きな格差はみられない。有業者有りの世帯に比べると約1,300万円までは有業者無しの世帯の貯蓄残高の方が高くなっている。このような事実から、約1,300万円までの高齢者の有業者世帯は、貯蓄残高の不足をおぎなうために働いているものと推測することができる。一方、1,300万円を超える高収入の有業者世帯は、個人自営業主、法人経営者など裕福な高齢者世帯が含まれているものと考えられよう。

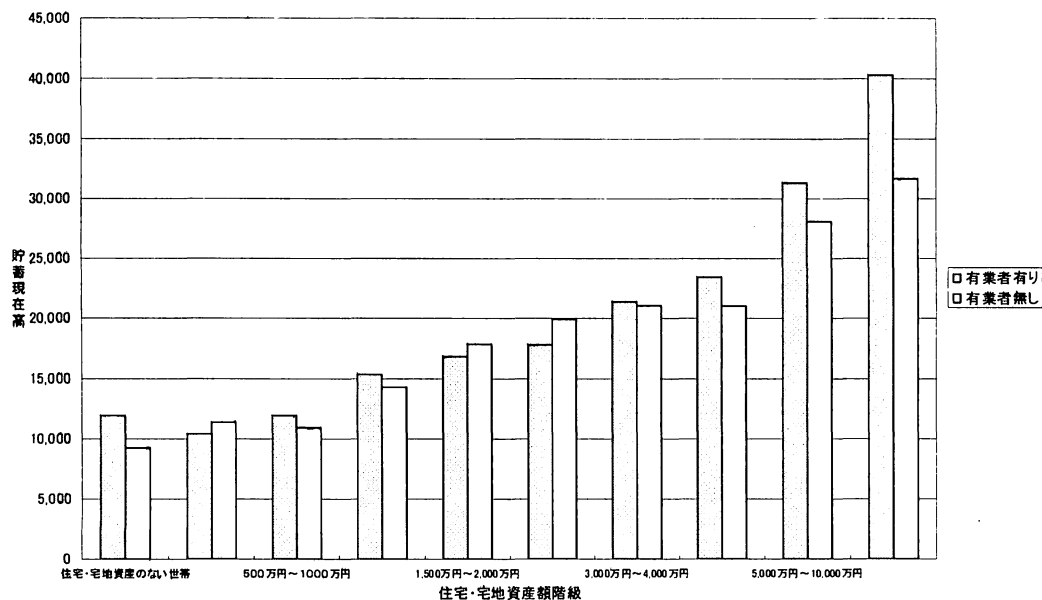
最後に、有業者有り・無しの高齢者世帯における住宅宅地資産階級別の貯蓄残高を描いたものが図2である。この図からは、有業者有り・無しのいずれの世帯でも住宅・宅地資産の無い世帯と有る世帯を比較すると、住宅宅地資産が1,000万円を超える世帯では、住宅・宅地資産を保有している世帯の方が明らかに貯蓄現在高も高くなっていることがわかる。なお、有業者の有無による貯蓄現在高の格差は、住宅・宅地資産額が1億円超の世帯を除けばあまり大きくない。

2.2 高齢者の利子収入の実態

以上の分析からは、高齢者の間でも住宅・宅地資産の有無によって金融資産の保有状況に格差が生じていることがわかった。このように高齢者間にも資産格差が存在している現状において、現行の高齢者マル優制度のように一律に年齢に応じて非課税を認めることは公平性の見地からは問題であると言わざるをえない。そこで、現行の高齢者マル優制度の見直しを行う際の参考資料として高齢者の利子収入の実態を明らかにしておこう。

表2は貯蓄現在高階級別の利子収入を示したものである。『全国消費実態調査報告』は5年おきに

図2 住宅宅地資産の有り・無し世帯における住宅資産額階級別の貯蓄現在高 単位：千円



出所：平成6年『全国消費実態調査』より作成。

表2 貯蓄現在高階級別の利子収入 単位：万円

貯蓄現在高階級	有業者有り	有業者無し
150万円未満	0.6	0.6
150万円～ 300万円	2.1	2.0
300万円～ 450万円	4.0	4.2
450万円～ 600万円	5.6	5.9
600万円～ 750万円	7.0	7.2
750万円～ 900万円	9.6	10.4
900万円～1,200万円	11.8	11.6
1,200万円～1,500万円	15.8	16.2
1,500万円～2,000万円	19.2	19.7
2,000万円～3,000万円	27.0	26.0
3,000万円以上	53.5	50.1

出所：平成6年『全国消費実態調査』総務庁より作成。

しか公表されないために、高齢者世帯の貯蓄現在高については平成6年のデータを利用せざるをえなかった。利子収入は、定期性預金の金利を2%と仮定して求めた¹⁾。有業者有り無し世帯を比較すると、有業者有りの世帯の方が利子収入が多い傾向が見られるものの、その差はあまり大きくはない。また、利子収入の金額は、貯蓄現在高が最も多い3,000万円超の有業者有りの世帯でも50万円程

1) ここ数年の銀行預金等の利子率は非常に低い水準が続いており、2%の利子率は過大であると言えるが、分配上の傾向は明らかにすることができる。

度であり、各世帯の年間収入に占める割合も低く、利子率の水準にも依存するが、必ずしも利子が生計を支える重要な収入とはいえないことがわかる。

3. 利子課税と高齡者世帯の所得分配

前節までの分析からは、高齡者の中でもある程度資産格差が生じていることが明らかになった。現行の高齡者マル優制度は、果たしてこのような資産格差から生じる所得の不平等を是正する効果を持っているのであろうか。高齡者マル優制度は、個人や世帯の所得水準とは無関係に、一定の貯蓄額まで非課税枠が認められるために、結果的に所得が高く豊かな高齡者に有利な制度となっている可能性すらある。そこで、以下では、不平等尺度を用いて高齡者マル優制度の所得再分配効果を測定し、現行制度の問題点を明らかにしよう。

3.1 利子課税による高齡者世帯の所得再分配効果

まず、ジニ係数とアトキンソン係数を用いて高齡者世帯間の所得分配状況を見てみよう。ジニ係数とは、横軸に人員（世帯）の累積百分比、縦軸に所得の累積百分比をとったローレンツ曲線によって求められ、値が0のとき完全平等、1に近づくほど不平等になることを意味する。一方、分配状況の評価において低所得者のウェイト付けを行うことができるアトキンソン係数は以下のように定義される。

実際の平均所得を h 、所得分配が完全に平等であれば実際の分配状況のもとでと同じ水準の社会的厚生が得られる所得水準を y_e とすると、アトキンソン係数は次式のように求められる。

$$1 - \frac{y_e}{h}$$

いま、個人の効用関数を

$$U(y_i) = a + \frac{by_i^{1-\epsilon}}{1-\epsilon} \quad \epsilon \neq 1, \epsilon > 0$$

$$U(y_i) = \ln(y_i) \quad \epsilon = 1$$

と特定化すると、先のアトキンソン係数は次式のように表すことができる。

$$1 - \frac{\sum_i (\frac{y_i}{h})^{1-\epsilon} f(y_i)}{\sum_i (\frac{y_i}{h})^{1-\epsilon}} \quad \epsilon \neq 1, \epsilon > 0$$

$$1 - \exp \left(\frac{\sum_i \ln(\frac{y_i}{h}) f(y_i)}{\sum_i f(y_i)} \right) \quad \epsilon = 1$$

ここで、 y_i は第 i 番目の人の所得、 $f(y_i)$ は分配状況を表す密度関数である。そして ϵ は不平等度の評価にさいしての低所得者のウェイトを表し、値が大きいほど低所得者の効用を高く評価することを意味する。したがって、 ϵ が0に近づくほどアトキンソン係数も0に近づき、 ϵ を無限大にすれ

ばアトキンソン係数は1に近づくことになる。一般的な不平等尺度であるジニ係数に加えてアトキンソン係数を採用したのは、それが分配状況の評価において低所得者のウェイトを考慮することができるからである。特に現役世代と比べて低所得層での分布が厚い高齢者世帯の中での分析においてはアトキンソン係数が有用である。

結果は表3にまとめられている。表では、年間収入の数値と、これに利子収入を加えて求めた数値の両方が示してある²⁾。アトキンソン係数は低所得者の効用のウェイトである ϵ に0.5, 1, 3の3種類の値を当てはめて算出した。利子収入を加えた場合の方が不平等度が低くなるのは、定期性預貯金の分布が年間収入よりも不平等度が低くなっているためである。また最高位の階級では、利子の一部が課税対象となっていることも[年間収入+利子収入]の不平等度を低くする方向で作用している。

なお、高齢者マル優制度を廃止し、利子に対して一律20%課税を実施した場合には、低所得世帯ほど、[年間収入+利子収入]に対する利子課税の占める比率が相対的に高くなることを反映して、不平等度は拡大する。

表3 高齢者世帯の年間収入と利子収入の分配状況

不平等尺度		年間収入	年間収入+ 利子収入	年間収入+ 利子収入 (マル老あり)	年間収入+ 利子収入 (一律20%課税)
アトキン ソン係数	$\epsilon=0.5$	0.0884	0.0862	0.0859	0.0866
	$\epsilon=1.0$	0.1551	0.1518	0.1514	0.1524
	$\epsilon=3.0$	0.3040	0.2995	0.2989	0.3003
ジニ係数		0.3200	0.3162	0.3158	0.3169

次に、タイル尺度を用いて利子収入を含めた所得不平等度を計測しよう。タイル尺度 (T) は、ある変数のベクトル $y = (y_1, y_2, \dots, y_n)$ について次のように定義される。

$$T = \sum_i S_i \log n S_i$$

ただし、 $S_i = y_i / \sum y_i$ であり、 T の値が小さいほど平等であるといえる。タイル尺度を利用するメリットは、ある集団における分配の不平等をその構成要素ごとの不平等の和の形に分解できることにある。すなわち、全体の所得分布をいくつかのグループに分解し、それぞれのグループ内のタイル尺度とそれぞれの寄与度から全体の所得分布についてのタイル尺度が説明できることが知られている。寄与度とは、ある変数の変動に対して、各要因がどれだけ影響しているかを表すものである。

本稿では、所得階層を低所得階層、中所得階層、高所得階層の3つのグループに分解した。したがって、全体のタイル尺度は、低所得階層に属する世帯の所得が総所得に占める比率を W_L 、中所得階層に世帯の所得が総所得に占める比率を W_M 、高所得階層に属する世帯の所得が総所得に占める

2) この定期性預貯金のジニ係数を有業者の有無別に見ると、有業者有りの世帯が0.2766 有業者無し世帯が0.2113となっている。

比率を W_H とし、低所得階層内部のタイル尺度を $T(L)$ 、中所得階層内部のタイル尺度を $T(M)$ 、高所得階層内部のタイル尺度を $T(H)$ 、各グループ間のタイル尺度（グループ間寄与度）を $T(L, M, H)$ とおくと

$$T = W_L T(L) + W_M T(M) + W_H T(H) + T(L, M, H)$$

と表されることになる。ただし、グループ間のタイル尺度は、低所得階層、中所得階層、高所得階層のそれぞれについて、平均所得と世帯数分布を求めることで計算される。また、低所得階層、中所得階層、高所得階層のタイル尺度が全体のタイル尺度に及ぼす寄与度は、各グループのタイル尺度にそれぞれのウェイト W をかけたものに等しくなる。

以下では、平成6年の『全国消費実態調査報告』における有業者世帯有り・無し世帯の年間収入階級別のデータを利用して、低所得階層、中所得階層、高所得階層の構成要素別の不平等と全体の不平等を計測することにした。低所得階層には、有業人員有り無し双方の世帯の年間収入階級435万円までの世帯が含まれるものとし、中所得階層には年間収入階級435万円から786万円までの世帯が含まれるものとし、高所得階層には年間収入786万円から1,303万円超の世帯が含まれるものとした。

表4は、それぞれ定期性預金の利率を2%と仮定したときのタイル尺度の所得階層への寄与度分解をおこなったものである。この表での合計欄の寄与度は所得階層合計とグループ間の寄与度の和であり、全サンプルでのタイル尺度の値に等しい。寄与度は、タイル尺度にウェイトをかけたものであり、ウェイトの合計は1に等しい。ここでは、利子課税がない課税前の年間収入プラス利子収入、マル老制度のもとでの課税後の年間収入プラス利子収入、マル老を廃止し、一律分離課税した場合の課税後の年間収入プラス利子収入の不平等度を計測している。ここでの利子収入には、高齢者マル優制度の対象となる定期性預金のみを含めた。なお、マル老の限度枠は、平成11年現在1人当たり700万円であるので、夫婦で1,400万円とした。

まず、全サンプルでのタイル尺度の比較を行ってみよう。利子課税なしとマル老ありのタイル尺度を比較すると、マル老による所得再分配効果は、ほとんど見られないことがわかった。また、マル老制度を廃止して一律分離課税を実施した場合には、所得分配状況が不平等化することになるこ

表4 タイル尺度の所得階層への寄与度分解

	利子課税無し				マル老あり			一律分離課税		
	世帯数分布	タイル尺度	ウェイト	寄与度	タイル尺度	ウェイト	寄与度	タイル尺度	ウェイト	寄与度
低所得層	39942	0.0100	0.3672	0.0037	0.0100	0.3675	0.0037	0.0100	0.3667	0.0037
中堅所得層	19830	0.0052	0.3369	0.0017	0.0052	0.3369	0.0017	0.0052	0.3367	0.0018
高所得層	7411	0.0364	0.2959	0.0108	0.0362	0.2956	0.0107	0.0366	0.2966	0.0109
所得階層合計	67183		1	0.0162		1	0.0161		1	0.0163
グループ間		0.0693		0.0693	0.0691		0.0691	0.0697		0.0697
合計		0.0855		0.0855	0.0852		0.0852	0.0860		0.0860

出所：平成6年『全国消費実態調査』総務庁より作成。

とも示されている。

次に、この所得不平等の変化を所得階層ごとに分解してみよう。利子課税なしについて、低所得、中所得、高所得の各階層内のタイル尺度を比較すると、高所得階層内の不平等が最も高く、中所得階層の不平等度が最も小さいことがわかる。この傾向は、マル老あり、一律分離課税の場合にも見られる。ウエイトでは低所得階層が大きいものの、タイル尺度にウエイトをかけた寄与度ではやはり高所得階層が高いことが明らかになった。低所得階層、中堅所得階層、高所得階層の各所得階層間の寄与度は、所得階層合計よりも大きくなっており、グループ間での所得格差が全体としての不平等に大きな影響を与えていることになる。

4. 利子所得の総合課税化の効果

以上の分析からは、現行の高齢者マル優制度が高齢者世帯間の所得再分配政策としては有効に機能していないことがわかった。ただし、高齢者マル優制度を廃止して一律分離課税を適用した場合には、明らかに所得分配状況を現在よりも不平等化させることになる。このような高齢者マル優制度の廃止による弊害は、利子所得を総合課税化することで防ぐことができる。つまり、高齢者マル優制度を廃止し、高齢者世帯だけでなくすべての世帯について、利子所得の総合課税化をおこなうことが考えられる。現行の利子課税は国税が一律15%、地方税が一律5%で課税されるので、総合課税化は国税において限界税率10%の納税者にとって減税を意味する。65歳以上の高齢者に関しては、高齢者マル優制度が廃止されることにより、総合課税化は増税要因となるが、課税最低限以下の高齢者に関しては、利子所得を総合課税化しても税負担の増大は生じないと予想される。

4.1 総合課税化の高齢者世帯への影響

そこで、年齢階級別のデータを用いて、税法にしたがって所得税・住民税の税負担を計算することで、総合課税化による高齢者世帯への影響を確認してみよう。総合課税の対象となる所得としては、給与所得と利子所得を想定した。60歳以上の高齢者については年金所得も受け取るものとした。給与所得は、給与収入から給与所得控除を差し引くことで求める。年金収入については、65歳以上の者には100万円の定額控除と360万円までの金額に対して25%、720万円までの金額に15%、720万円を超える金額に5%が適用される。この公的年金控除を年金収入から差し引いたものが年金所得である。給与所得、利子所得、年金所得(雑所得)の合計額が総所得金額となる。総所得金額には人的控除と社会保険料控除からなる所得控除が適用されるものとした³⁾。なお、65歳以上の者には老年者控除が国税では50万円が適用される。ただし、扶養割増し控除は考慮しなかった。このよう

3) 社会保険料控除は、いわゆる大蔵省方式で計算した。すなわち大蔵省は、給与収入500万円以下の金額に7%、給与収入500万円超の部分には2%乗じたものが社会保険料控除となると推計している。さらに給与収入1000万円超は45万円とされている。

表5 年齢階層別の総合課税による税負担の変化

単位：万円

年齢階級	給与収入	年金収入	利子収入	現行利子課税		総合課税の利子課税		減税額	
				国税	地方税	国税	地方税	国税	地方税
～24歳	349.6	0.0	4.7	0.7	0.2	0.3	0.1	0.4	0.1
25歳～29歳	433.7	0.0	2.5	0.4	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0
30歳～34歳	503.8	0.0	4.6	0.7	0.2	0.4	0.2	0.3	0.0
35歳～39歳	571.0	0.0	7.6	1.1	0.4	0.6	0.6	0.5	-0.2
40歳～44歳	602.5	0.0	9.5	1.4	0.5	0.7	0.8	0.7	-0.3
45歳～49歳	655.3	0.0	10.7	1.6	0.5	0.9	0.9	0.7	-0.4
50歳～54歳	681.0	0.0	14.5	2.2	0.7	1.3	1.2	0.9	-0.5
55歳～59歳	654.6	0.0	18.0	2.7	0.9	1.5	1.6	1.2	-0.7
60歳～64歳	408.3	92.7	23.6	3.5	1.2	1.7	0.8	1.8	0.3
65歳～	289.8	213.1	25.3	0.0	0.0	1.6	0.8	-1.6	-0.8

にして求めた課税所得に平成11年の税率表を適用した⁴⁾。

表5は、平成10年の『貯蓄動向調査』の勤労者世帯の世帯主年齢階級別のデータを利用して、総合課税化による年齢階級別の税負担の変化を示したものである。利子収入は、『貯蓄動向調査』の定期性預金残高に2%の利率を適用したものとした。この表からは、年齢階級別にみると利子所得を総合課税化した場合、国税に関しては65歳以上世帯を除く、すべての世帯で減税となり、地方税についてもほとんどの世帯では、税負担が増大しないかあるいは増大したとしてもわずかな税負担の増加で済むことがわかる。ただし、この表における高齢者世帯は65歳以上でも働いている勤労者世帯であることに注意しなければならない。実際には、高齢者世帯の多くは引退し、年金生活に入っている。65歳以上の高齢者世帯については、かりに年金収入の213.1万円しか収入のない年金生活世帯については、課税最低限以下のために、高齢者マル優制度を廃止しても、税負担はゼロのままとなる⁵⁾。

5. むすび

最後に、本稿で得られた結果をまとめることで結びとしよう。

第1に、高齢者世帯の貯蓄を有業者有りの世帯と無しの世帯で区分して見ると、年間収入が低いところでは有業者無しの世帯の方が貯蓄現在高が高くなり、年間収入が高いところでは有業者有りの世帯の方が貯蓄現在高が高くなる傾向が示される。したがって、高齢者の中でも資産格差が存在しており、現行の高齢者マル優制度のように一律に年齢に応じて非課税を認めることは公平性の見地からは問題であると言えよう。

第2に、高齢者の利子収入の実態の分析からは、利子収入の金額が貯蓄現在高の最も多い2,000万円超の有業者有りの世帯でも40万円にも満たない額であり、各世帯の年間収入に占める割合も低く、利子が生計を支える重要な収入とはいえないことがわかる。したがって、高齢者マル優制度を仮に

4) ただし、平成11年度の特別減税は無視した。

5) 年金収入については、公的年金等控除に加えて、65歳以上の者には老年者控除が国税では50万円が適用される。これらの控除を適用すると、夫婦世帯では年金収入213.7万円が課税最低限となる。

廃止したとしても、高齢者の税負担を急増させるものではないことがわかった。

第3に、現行の高齢者マル優制度は、高齢者世帯間の所得再分配政策としてはほとんど有効には機能していないことが明らかになった。ただし、高齢者マル優制度を廃止して一律分離課税を適用した場合には、明らかに所得分配状況を現在よりも悪化させることになる。一方、現行の高齢者マル優制度を廃止して、すべての世帯について総合課税化を実施した場合、高齢者以外の世帯については現行の一律分離20%の課税と比較すると多くの世帯で税負担が減少する可能性がある。高齢者世帯については、年金収入以外にも所得を得ている恵まれた高齢者については多少の税負担の増加が見られるが、年金生活者については高齢者マル優廃止の影響は生じないことがわかった。

わが国では今後いっそうの高齢化の進展とそれにとまなう社会保障費の増大は避けられない。その財源確保のために、すでに介護保険料の導入が決定され、将来的には消費税率の引上げも議論の対象となると考えられるが、同時に既存の税体系の中に残されている非合理的な改善も進めていかなければならない。高齢者の所得課税の適正化と一般的な資産(所得)課税の見直しはそれぞれ重要な課題であり、本稿で論じた高齢者の利子課税はその両者にまたがる問題である。本稿で行ったような制度改正の影響分析等もふまえた活発な議論を期待したい。

[参考文献]

大竹文雄(1994)「1980年代の所得・資産分配」『季刊理論経済学』Vol.45, No.5.

橋本恭之・上村敏之(1997)「税制改革の再分配効果—個票データによる村山税制改革の分析」『関西大学経済論集』第47巻2号。

林宏昭(1995)『租税政策の計量分析』日本評論社。

本間正明・跡田直澄編(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。

本間正明(1991)『日本財政の経済分析』創文社。

本間正明・跡田直澄・林 宏昭・橋本恭之(1995)『高齢者世帯の利子課税について』未公開論文。